

平成 21 年からの金融・証券税制改正ポイント

今回の改正は投資家の方には非常に朗報です。平成 20 年度税制改正により、上場株式等・公募株式投資信託(以下上場株式等と略す)に係る配当所得および譲渡所得等の 10%の軽減税率(本則は 20%)は廃止されることとなっていました。10%の軽減税率が 3 年間延長されることになりました。これは、政府が昨今の株式市場の低迷を受けて、個人投資家が投資しやすい環境の整備を重視したことによります。

(1) 上場株式等の配当所得および譲渡所得等に対する税率の見直し

上場株式等の配当所得および譲渡所得に係る 10% (所得税 7%、住民税 3%)の軽減税率は平成 20 年 12 月 31 日をもって廃止されることとされていましたが、平成 21 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日まで、10% (所得税 7%、住民税 3%)の軽減税率が延長されることになりました。

ただし、大口株主(発行済み株式総数の 5%以上保有)が支払いを受ける当該上場株式等の配当については、軽減税率・分離課税の適用はなく、確定申告で総合課税となります。

(2) 上場株式等の譲渡損失と配当所得の損益通算

平成 21 年から上場株式等に係る売却損失は、上場株式等の配当所得と損益通算することができます。ただし、配当所得について分離課税を選択して確定申告をする必要があります。

平成 22 年からは特定口座(源泉徴収を選択)に上場株式等の配当金が組み入れ可能になり、特定口座内で損益通算ができるようになります。銘柄ごとおよび 1 回の支払ごとに申告する(しない)を選択することもできます。

また、平成 22 年以後に「源泉徴収ありの特定口座」に受け入れた配当等についても、「年間取引報告書」に記載されるようになります。

(3) 上場株式等の譲渡損失の繰越と配当所得

平成 18・19・20 年に生じた上場株式等の売却損失で平成 21 年に繰り越されたものは、平成 21 年の上場株式等の譲渡所得および配当所得(分離課税)と相殺することができます。

金融・証券税制の改正点について不明点等ございましたら弊社担当者までお問い合わせください。最後までご覧いただきありがとうございます。

税理士 大野 嘉彦